

産後ケア体制の更なる支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきたが、現在、大きな課題になっているのが出産前と直後の対応である。10カ月の妊娠期間と出産は、女性の心と体に大きな負担を与え、特に産後の1カ月間は、ホルモンバランスの急激な変化とともに、こどもに対応するための母親の自然な反応として心が鋭敏になり、精神的に不安定になりやすく、産後うつになりやすいと言われている。

また、産後の肥立ちと言われるように、母体はゆっくりと時間をかけて元の状態に戻るため、産後は十分な休養とサポートが必要とされている。しかし、近年は、支援者となる妊産婦の親の就労や、晩婚化による親の高齢化によって支援が受けにくく、また核家族化が進み、近くに支援をしてくれる方がいないなど、十分な手助けを受けられない状況がある。

このような孤立した子育て環境は、育児放棄、児童虐待の要因であり、悩みや不安を抱える母親に寄り添う支援が急務となっており、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上したが、少子化対策を進めるにあたっては「産後ケア対策」が喫緊の課題であり、検証を急ぎ、早急に全国展開を図り、支援を深めていく必要がある。出産間もない家庭の家事や育児、母親の心のケア、助産師などの専門性を持ったサポーターの活用や育成、育児支援ヘルパーの導入、そして、産後ケアセンターの拡充など、産後ケアに対する支援はまだまだ足りていない状況である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、産後ケアの支援強化に向けた更なる取り組みを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月25日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて